

武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）に基き、および同法を実施するため、武器等製造法施行規則を次のように制定する。

第一章 總則（第一条・第二条）

第三章 獄銃等（第十七條—第二十

第四章 雜則（第二十一條—第三十五條）

第一章 總則

**第一条** この省令において使用する用語は、武器

等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）以下「法」二、六、九。）これにて使用する用語の例

による。

**第二条** 武器の種類は、次のとおりとする。

イ 次に擧げる鉄砲  
次に掲げる銃砲

(1) けん銃（機関けん銃を含む。以

卷之三

3) 機関銃（口径が二〇ミリメートル未満）

のものをいい、機関けん銃を除く。以下

## 口 次に掲げる砲

(1) 小口径砲(口徑が10ミリメートル以下)

以下同じ。)

(2) 中口径砲（口径が四〇ミリ又は二〇ミリのもの）を用いて、

い、  
迫撃砲を除く。以下同じ。)

(3) 大口径砲（口径が九〇ミリメートル以上）

じ。 三

(4)  
迫擊砲

イ  
銃弾

1) 第一重包弾(トロモウカウドウ) 次に挙げる確弾

て、弾丸と薬きようどが自動的な方法によつて結合されるものをいう。以下同じ。)

(2) 第二種砲弾（圧搾の方法によつて弾体に爆薬が充てんされる砲弾をいい、第一種砲弾を除く。以下同じ。）

(3) 第三種砲弾（溶融して注入する方法によつて弾体に爆薬が充てんされる砲弾をいい、第一種砲弾を除く。以下同じ。）

(4) 第四種砲弾（燃焼若しくは殺傷又は発光若しくは発煙のために使用される砲弾であつて、弾体に爆薬が充てんされないものをいい、第一種砲弾を除く。以下同じ。）

三 次に掲げる爆発物

イ 第一種爆発物（圧搾の方法によつて弾体又は外殻に爆薬が充てんされる爆発物をいう。以下同じ。）

ロ 第二種爆発物（溶融して注入する方法によつて弾体又は外殻に爆薬が充てんされる爆発物をいう。以下同じ。）

ハ 第三種爆発物（燃焼若しくは殺傷又は発光若しくは発煙のために使用される爆発物であつて、弾体又は外殻に爆薬が充てんされないものをいう。以下同じ。）

四 爆發物を投下し、又は発射する機械器具であつて、次に掲げるもの

イ ロケット弾発射機

ロ 爆雷投射機

ハ 魚雷発射管

ニ 爆弾投下器

五 銃剣

六 火炎発射機

七 銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であつて、無限軌道装置により走行するもの

八 銃砲の部品であつて、次に掲げるもの

イ 次に掲げる銃身

（1）けん銃の銃身

（2）小銃の銃身

（3）機関銃の銃身

（1）けん銃の機関部体

（2）けん銃の回転弾倉

（3）けん銃のスライド

（4）機関銃の銃架

（5）次に掲げる砲身

（6）小口径砲の砲身

（7）中口径砲の砲身

九  
ト  
迫撃砲の砲身  
次に掲げる砲架

(4) (3)  
大口径砲の砲身  
中口径砲の砲架  
小口径砲の砲架

九  
ロイ  
銃砲弾の部品であつて、次に掲げるもの  
銃砲弾の弾丸

(1) 砲弾の弾体であつて、次に掲げるもの  
切削弾体（切削の方法によつて製造さ  
れる弾体をいう。以下同じ。）

(2) 小型擲出弾体（小口径砲用の砲弾の弾  
体であつて、擲出の方法によつて製造さ  
れるものをいう。以下同じ。）

(3) 中型擲出弾体（中口径砲用及び口径が  
四〇ミリメートルを超える、九〇ミリメー  
トル未満の迫撃砲用の砲弾の弾体であつ  
て、擲出の方法によつて製造されるもの  
をいう。以下同じ。）

(4) 大型擲出弾体（大口径砲用及び口径が  
九〇ミリメートル以上の迫撃砲用の砲弾  
の弾体であつて、擲出の方法によつて製  
造されるものをいう。以下同じ。）

(5) 溶接弾体（溶接の方法によつて製造さ  
れる弾体をいう。以下同じ。）

(6) 鋳造弾体（鋳造の方法によつて製造さ  
れる弾体をいう。以下同じ。）

ハ  
(1) 小型薬きよう（銃弾の薬きようをい  
い、口径が二〇ミリメートルの小口径砲  
用の砲弾の薬きようを含む。以下同じ。）

(2) 中型薬きよう（小口径砲用の砲弾の薬  
きよう（口径が二〇ミリメートルの小口  
径砲用の砲弾の薬きようを除く。）及び  
中口径砲用の砲弾の薬きよう（口径が六  
〇ミリメートル以上の中口径砲用の砲弾  
の鉄薬きようを除く。）をいう。以下同  
じ。）

(3) 大型薬きよう（大口径砲用の砲弾の薬  
きようをいい、口径が六〇ミリメートル  
以上の中口径砲用の鉄薬きようを含む。  
以下同じ。）

十 破壊及び爆発物の部品であつて、次に掲げるもの

イ 火薬類が入つていらない機械信管（主として機械的な機構によつて発火する信管をいふ。以下同じ。）

ロ 火薬類が入つていない電気信管（主として電気的な機構によつて発火する信管をいう。以下同じ。）

十一 爆発物の部品であつて、次に掲げるもの

イ ロケット弾の弾体

ロ 手りゆう弾の弾体

十二 爆雷の外殻

ハ 地雷の外殻

ニ 爆雷の外殻

ト 機雷の本体の外殻

ホ 魚雷の気室

一 爆弾の弾体

二 猿錐等の種類は、法第二条第二項各号に掲げる物の別によるものとする。

## 第二章 武器

(製造事業の許可申請)

**第三条** 法第三条の規定により武器の製造の事業の許可を受けようとする者は、様式第一の武器製造事業許可申請書を、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 前項の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

左に掲げる事項を記載した事業計画書

イ 武器の種類別の製造計画

ロ 武器の種類別の製造のための設備の明細

ハ 武器の保管のための設備の明細

ニ 武器の製造に要する資金の額およびその調達方法

**ホ 武器の製造の事業の収支見積**

ヘ 武器の主たる材料、部品または附属品の製造を他に請け負わせ、または委託する場合にあつては、その計画

ト 武器の製造の事業以外の事業を兼営する場合にあつては、その事業の概要

二 工場または事業場の図面ならびに武器の種類別の製造のための設備および武器の保管のための設備の配置図

三 現に行つている事業の概要を説明した書類

四 目録、貸借対照表および損益計算書

(製造の許可を受ける場合)

**第四条** 法第四条但書の規定により武器の製造の許可を受けようとする者は、様式第二の武器製造許可申請書に、当該武器の製造のための設備および保管のための設備の概要を記載した書類を添附し、武器の製造を行う場所を管轄する經濟産業局長を経由して、經濟産業大臣に提出しなければならない。

(技術上の基準)

**第五条** 法第四条但書の規定により武器の製造の許可を受けようとする者は、様式第二の武器製造許可申請書に、当該武器の製造のための設備および保管のための設備の概要を記載した書類を添附し、武器の製造を行う場所を管轄する經濟産業局長を経由して、經濟産業大臣に提出しなければならない。

**第六条** 法第五条第一項第一号の經濟産業省令で定める技術上の基準は、別表の通りとする。

(保管の要件)

**第七条** 法第五条第一項第二号の經濟産業省令で定める要件は、左の通りとする。

一 管理上支障がない場所にあること。

二 武器の製造数に応じた収容能力を有すること。

三 出入口に鉄製その他の堅固な扉が設けられている等盜難の防止のために適當な構造を有すること。

(法第五条第一項第五号ニの經濟産業省令で定める者)

省令で定める者は、精神の機能の障害により武器の製造の事業を適正に行うに當たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者とする。

(承継の届出)

**第八条** 法第七条第二項の規定により武器製造事業者の地位の承継を届けようとする者は、様式第三の武器製造事業承継届出書に、事業の全部の譲渡し又は相続(合併若しくは事業の全部を承継させた分割があつた事実を証する書面(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その全員の同意書を含む))を添付し、工場又は事業場の所在地を管轄する經濟産業局長を経由して、經濟産業大臣に提出しなければならない。

(種類変更の許可申請)

**第九条** 法第八条第一項の規定により種類の変更の許可を受けようとする者は、様式第四の武器種類変更許可申請書を、工場または事業場の所

在地を管轄する經濟産業局長を経由して、經濟産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 左に掲げる事項を記載した種類変更計画書

イ 当該申請にかかる武器の種類別の製造計画

ロ 当該申請にかかる武器の種類別の製造のための設備の明細

ハ 当該申請にかかる武器の保管のための設備の明細

二 当該申請にかかる武器の製造に要する資金の額およびその調達方法

ホ 当該申請にかかる武器の製造に関する収支見積り計画

ヘ 当該申請にかかる武器の主たる材料、部品または附属品の製造を他に請け負わせ、または委託する場合にあつては、その計画

ト 現に行つている事業に変更をきたす場合にあつては、その変更の概要

二 当該申請にかかる武器の種類別の製造のための設備および武器の保管のための設備の配置図

三 現に行つている事業の概要を記載した書類

四 法人があつては、最近の財産目録、貸借対照表および損益計算書

(特定設備)

**第十条** 法第十一条第一項の經濟産業省令で定める設備(以下「特定設備」という。)は、別表の工作のための設備の特定設備の項に掲げるものとする。

2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 移転後の工場または事業場における武器の種類別の製造のための設備の明細を記載した書類

二 移転後の工場または事業場における武器の種類別の製造のための設備の明細を記載した書類

三 移転後の工場または事業場の図面ならびに移転後の工場または事業場における武器の種類別の製造のための設備の明細を記載した書類

(移転の許可申請)

**第十三条** 法第十二条第一項の規定により工場または事業場の移転の許可を受けようとする者は、様式第七の武器工場等移転許可申請書を、移転後の工場または事業場の所在地を管轄する經濟産業局長を経由して、經濟産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 保管規程は、工場または事業場の事情に応じて、第七条に掲げる事項その他武器の亡失または盜難の防止に関する必要な事項の細目について定めるものとする。

(移転の許可申請)

**第十四条** 法第十三条の規定により事業の廃止を届け出ようとする者は、様式第八の武器製造事業廃止届出書を、工場または事業場の所在地を管轄する經濟産業局長を経由して、經濟産業大臣に提出しなければならない。

ハ 当該申請にかかる武器の種類別の製造のための設備(特定設備を除く。)に変更をきたす場合にあつては、その変更の概要を記載した書類を添附しなければならない。

二 当該申請にかかる武器の種類別の製造のための設備の明細を記載した書類を添附しなければならない。

三 対価または報酬の計算の基礎

ハ 報酬ならびに支払の方法および条件

四 対価または報酬の改訂ならびに支払の方法および条件に関する契約の条項

五 契約を履行するために武器の製造にかかる請負または委託の契約を締結する場合については、左に掲げる事項

イ 契約の相手方の氏名または名称および住所

ロ 仕事の内容

ハ 報酬ならびに支払の方法および条件

(写の提出)

**第十六条** 第三条第一項、第五条、第八条、第九条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項または第十四条の規定により經濟産業局長を経由して經濟産業大臣に申請書または届出書を提出する者は、申請書または届出書およびその添付書類の写を工場もしくは事業場の所在地または武器の製造を行う場所を管轄する經濟産業局長(第十三条第一項の場合は事業場の所在地を管轄する經濟産業局長)に提出しなければならない。

**第十七条** 法第十七条第一項の規定により經濟産業局長を経由して經濟産業大臣に申請書または届出書を提出する者は、申請書または届出書の所在地を管轄する經濟産業局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 保管のための設備の明細を記載した書類

二 移転後の工場または事業場における武器の種類別の製造のための設備の明細を記載した書類

三 移転後の工場または事業場の図面ならびに移転後の工場または事業場における武器の種類別の製造のための設備の明細を記載した書類

(製造事業の許可申請)

**第十八条** 法第十八条第一項の規定により獣銃等の製造の事業の許可を受けようとする者は、様式第九の獣銃等製造事業許可申請書に、工場または事業場の図面を添附し、工場または事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(製造の許可申請)

**第十九条** 法第十九条第一項の規定により獣銃等の販売の事業の許可を受けようとする者は、様式第十一の獣銃等販売事業許可申請書を店舗の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。





種4第	弾砲種3第	弾砲種2第	弾砲種1第				弾銃	砲撃迫				
装置	融爆装置	爆薬溶	スプーブレ	搾しを	置防護装	結合機	装薬自走量機	弾丸薬	動ひよ	装てん薬	砲身ホー	砲身中
ひよう量機	充てん物用	置爆薬注入裝	う量機	爆薬用ひよ	装機	雷管塗装機	雷管かん入	爆薬圧搾機	う量機	爆薬用ひよ	雷管かん入	ボール盤
ばかり	はかり	発火試験装置	試験機	感度試験機	安定度試験機	信管衝撃振動	化学分析装置	機械	拔弾抗力試験	機械	機械	旋盤

雷魚	機射投雷爆	機射發弾トッケロ	物發爆種3第	物發爆種2第	物發爆種1第	弾砲
ぞ案内削み			充てん装置	爆薬溶装	ス擦し防護置を施レ圧	
ボーラル盤	旋盤 中ぐり盤 ボール盤 フライス盤	旋盤 （金属製発射筒を有する） 溶接装置 (組立構造の金属製発射機を製造する場合に限る。)	旋盤 ボール盤 中ぐり盤 （金属製発射筒を有する） 溶接装置 (組立構造の金属製発射機を製造する場合に限る。)	充てん物用ひょう量機	爆薬注入装	爆薬用ひよ量機
衝撃値試験機	精密度試験機 かたさ試験機 ジックゲー	かたさ試験機 引張強さ試験 機	かたさ試験機 引張強さ試験 機 精密比較測長 ジックゲー	かたさ試験機 引張強さ試験 機 精密比較測長 ジックゲー	かたさ試験機 引張強さ試験 機 精密比較測長 ジックゲー	化学分析装置 安定度試験機 発火試験装置 ばかり
かたさ試験機 精密度試験機 かたさ試験機 引張強さ試験 機 ジックゲー	かたさ試験機 引張強さ試験 機 機 精度比較測長 ジックゲー	かたさ試験機 引張強さ試験 機 機 精密比較測長 ジックゲー	かたさ試験機 引張強さ試験 機 機 精密比較測長 ジックゲー	かたさ試験機 引張強さ試験 機 機 精密比較測長 ジックゲー	かたさ試験機 引張強さ試験 機 機 精密比較測長 ジックゲー	化学分析装置 安定度試験機 発火試験装置 ばかり

てつあで両車るす有を造構るす載搭を砲銃 、	機射発炎火	剣銃	器下投弾爆	管射發
削作車盤ラ作車 盤用台イ用台 平工スフ工				る。)機に削りする場合に限り(切
溶接装置形削盤立削盤研削盤フライス盤 中ぐり盤ボール盤ボーラー盤ボーラー盤 ボーラー盤ボーラー盤ボーラー盤 ボーラー盤ボーラー盤ボーラー盤	旋盤溶接装置	旋盤溶接装置	旋盤溶接装置	中ぐり盤ボーラー盤ボーラー盤ボーラー盤 ボーラー盤ボーラー盤ボーラー盤
機精密比較測長 ジブロツクゲー	金屬顕微鏡 衝撃値試験機 かたさ試験機 引張強さ試験 機精密比較測長 ジブロツクゲー	機精密比較測長 ジブロツクゲー	機精密比較測長 ジブロツクゲー かたさ試験機 衝撃値試験機 かたさ試験機 引張強さ試験 機精密比較測長 ジブロツクゲー	機精密比較測長 ジブロツクゲー 引張強さ試験 機精密比較測長 ジブロツクゲー かたさ試験機 衝撃値試験機 かたさ試験機 引張強さ試験 機精密比較測長 ジブロツクゲー

身銃の銃関機	身銃の銃小	身銃の銃んけ	のもるす行走りよに置装道軌限無
造冷限場造よ(切)ツ銃盤銃る合すり削盤イ銃 銃 深 間る。合すり削ブ身身にる製に(フ身マ身盤孔 機鍛)による製に盤ラ旋限場造よ切ルラ	ツ銃盤イ銃 銃 深 ブ身盤ラフ身ルラ 孔ボ	ツ銃盤イ銃 銃 深 身盤リマ盤ボ	
		研削盤 ボーラー盤 フライス盤	旋盤
銃孔検査器	機精密比較測長	ジブロックゲー 衝擊値試験機 機精密比較測長 鉄孔測定器	かたさ試験機 引張強さ試験 かたさ試験機 衝擊値試験機

出 搞 型 中	体 弹 出 搞 型 小	体 弹 削 切	丸 弹 の 弹 銃	架 炮 の 破 径 口 大	架 炮 の 破 径 口 中
	レ 斯 擣 出 ブ		合 機 彈 丸 結	先 付 け	
機 機 銅 環 旋 盤 熱 处 理 縮 付 け 設 备	旋 盤 機 機 加 热 炉 レ 斯 又 是 液 压 機 械 环 缩 付 け 普 壓 普 壓	熱 处 理 設 备 機 機 機 械 加 热 炉 普 壓 普 壓	面 取 み ぞ 付 け 機 機	定 長 機 機 鉛 しん 伸 しん 圧 成	熱 处 理 設 备 接 装 置
は か り	機 機 精 密 比 較 測 長	ジ プ ロ ソ ク ク グ タ ジ ゲ リ ー	機 機 彈 丸 重 量 精 密 比 較 測 長 檢 查	機 機 彈 丸 尺 法 引 張 強 さ 試 驗 檢 查	機 機 查 機 彈 丸 重 量 檢 查





樣式第5

樣式第6

樣式第7

樣式第8

樣式第9

樣式第10

樣式第11

樣式第12

樣式第13

樣式第14

樣式第15

樣式第16

被験者名		性別	年齢	学年	日付
佐藤 由香	女	11歳	6年生	6年生	2010年1月10日
下田のり香	男	11歳	6年生	6年生	2010年1月10日
吉澤 有希	女	11歳	6年生	6年生	2010年1月10日
鈴木 真理子	女	11歳	6年生	6年生	2010年1月10日
佐々木 智美	女	11歳	6年生	6年生	2010年1月10日
吉澤 有希	女	11歳	6年生	6年生	2010年1月10日
鈴木 真理子	女	11歳	6年生	6年生	2010年1月10日
佐藤 由香	女	11歳	6年生	6年生	2010年1月10日
下田のり香	男	11歳	6年生	6年生	2010年1月10日
吉澤 有希	女	11歳	6年生	6年生	2010年1月10日
鈴木 真理子	女	11歳	6年生	6年生	2010年1月10日
佐々木 智美	女	11歳	6年生	6年生	2010年1月10日

社員番号	会員登録ID	会員登録名	会員登録用パスワード
123456	123456	田中一郎	123456
789012	789012	山本二郎	123456
456789	456789	鈴木三郎	123456
543210	543210	佐藤四郎	123456
987654	987654	高橋五郎	123456
321098	321098	林田六郎	123456
654321	654321	川上七郎	123456
210987	210987	井上八郎	123456
876543	876543	河野九郎	123456